各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ タ リ ア ル 代 表 者 名 代 表 取 締 役 五 石 順 一 (コード番号: 6182) 問 合 せ 先 取 締 役 ガループ管理本部長 (TEL. 03-6685-9570)

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告 及び特別損失の発生に関するお知らせ

当社は、2021年11月30日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ」で公表したとおり、同日付で過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局に提出いたしました。

本日、以下の有価証券報告書等に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁 長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する2億8,309万円の課 徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

当社は、課徴金納付命令の勧告を真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領後、対応について速やかに検討し、決定次第改めてお知らせをいたします。

株主・投資家の皆様及びお取引先をはじめ関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

今後、当社は、2022年1月31日付「東京証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ」で公表した改善措置を確実に実行し、信頼の早期回復に努めて参りますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、当該勧告に伴い、特別損失が発生する見込みとなりましたので、併せて下記のとおりお 知らせいたします。

記

- 1. 課徴金納付命令の勧告の対象となった有価証券報告書等
 - (1) 有価証券報告書

第15期(自2018年3月1日 至2019年2月28日)

第16期(自2019年3月1日 至2020年2月29日)

第17期(自2020年3月1日 至2021年2月28日)

(2) 四半期報告書

第 15 期第 3 四半期 (自 2018 年 9 月 1 日 至 2018 年 11 月 30 日) 第 16 期第 1 四半期 (自 2019 年 3 月 1 日 至 2019 年 5 月 31 日) 第 16 期第 2 四半期 (自 2019 年 6 月 1 日 至 2019 年 8 月 31 日) 第 16 期第 3 四半期 (自 2019 年 9 月 1 日 至 2019 年 11 月 30 日) 第 17 期第 1 四半期 (自 2020 年 3 月 1 日 至 2020 年 5 月 31 日) 第 17 期第 2 四半期 (自 2020 年 6 月 1 日 至 2020 年 8 月 31 日) 第 17 期第 3 四半期 (自 2020 年 9 月 1 日 至 2020 年 11 月 30 日) 第 18 期第 1 四半期 (自 2021 年 3 月 1 日 至 2021 年 5 月 31 日)

(3) 四半期報告書の訂正報告書

第17期第3四半期(自2020年9月1日 至2020年11月30日)

(4) 有価証券届出書

2020年7月14日提出有価証券届出書

2. 特別損失の発生

当該課徴金2億8,309万円については、第18期(2022年2月期)決算において、特別損失に 計上予定です。

3. 今後の見通し

「2.特別損失の発生」に記載の通り、当該課徴金については第18期(2022年2月期)決算において、特別損失として引当処理を行うため、今後の業績に与える影響は軽微と考えております。

以上